FIT 認定を取得された発電事業者さまへ(お知らせ)

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、資源エネルギー庁より、2020年12月1日に公表されました「認定失効制度」を踏まえ、系統連系工事着工申込書【認定失効制度用】の受付開始等につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 認定失効制度における系統連系工事着工申込書提出の対象

FIT 認定を取得された発電事業者さまのうち、以下を除くすべての発電事業者さまが系統連系工事着工申込書【認定失効制度用】(以下、「着工申込書」といいます。)の提出対象となります。

- ・既に FIT 制度に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始している発電事業者さま
- ・10kW 未満の太陽光発電設備の FIT 認定を取得された発電事業者さま
- ・未稼働太陽光措置**の対象の発電事業者さま
 - ※資源エネルギー庁 HP「なっとく!再生可能エネルギー」参照

「未稼働太陽光措置」対象の発電事業者さまは、系統連系および認定失効期限の延期のためには、別途、 「未稼働案件用の着工申込書」のご提出が必要となりますのでご注意ください。

なお、認定失効制度における着工申込書の提出は、認定要件として位置付けられたものでないため、必ずしもご提出が必要なものではありませんが、ご提出されないまま FIT 制度に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始されない場合、早期に認定が失効する可能性がございます。そのため、認定失効制度の詳細について、資源エネルギー庁 HP「なっとく!再生可能エネルギー」をご確認いただき、発電事業者さまにてご提出の要否をご判断いただきますようお願いいたします。

資源エネルギー庁 HP「なっとく!再生可能エネルギー」認定失効制度

URL: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/FIP_index.html#fip_more

2 着工申込書の受付開始日

2021年10月1日より受付を開始いたします。

3 着工申込書の提出方法

発電設備の設置場所ごとに、当社の管轄支店・営業所の窓口へ直接または郵送にてご提出をお願いいたします。当社以外の買取事業者に売電予定の場合、買取事業者を介してご提出いただきますの

で、発電事業者さまから買取事業者への具体的なご提出方法については、買取事業者にお問い合わせください。

4 留意事項

(1) 本お知らせの当社への「提出」とは、直接(窓口受付は 16:00 まで となります)または郵送 (消印日を提出日といたします)により当社の管轄支店・営業所の窓口に系統連系工事着工申込 書が届くことを指し、「受領」とは、当社がその内容に不備がないことを確認したことを指しま す。工事着工申込書をご提出いただいたとしても、記入漏れ、書類に不備がある場合および工事 費負担金のお支払いが完了していない等の申込要件を満たしていない場合、改めて、着工申込書 をご提出いただくこととなりますので、記入例および申込要件をご確認いただき、申込要件を満 たした上で、ご提出いただくようお願いいたします。

また、着工申込書を当社が受領した日以降に、実際には申込要件を満たしていないことが国等により確認された場合、認定失効となる可能性がありますのでご注意ください。

(2) 着工申込書は、認定失効制度用と未稼働太陽光措置用とで異なりますので、認定失効制度用のものでご提出ください。未稼働太陽光措置用でご提出いただいた場合、受領できませんのでご注意ください。

なお、認定失効制度用の着工申込書は、ご提出後運転開始前に発電事業計画の変更認定申請を行っても、改めて着工申込書をご提出いただく必要はございません。

- (3) 着工申込書の受領日は、当社が着工申込書の記入内容を確認した後にお知らせします。
- (4) 本申込に伴い発生した不利益について、当社は一切補償を行いませんので、あらかじめご了承ください。

以 上

系統連系工事着工申込書(認定失効制度用)

沖縄電力株式会社 御中

_	マシ	/ =1= /	+	Αυ	耂	`
<	400	===	-11	. ===	7	>

<発電	『事業者>					
	住所					
	事業者名					印
<対象	免設備>					
	FIT 認定設備 I D					
	FIT 認定発電出力(kW)					
	系統連系開始予定日	年	月	目		
	設備の所在地					
/ ↓ □	はなけんでは東紋化へ					

本甲込に係る連絡先>

法人等名称	
郵便番号	
住所	
ご担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

<事業の実施に必要な許認可等への該当>

以下に該当する場合は、	. チェックボックスに ☑	(チェック)	を入れてください。
-------------	----------------------	--------	-----------

- □ 本件対象設備に係る事業は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく農業振興地域整備 計画の変更(農振除外)または農地法(昭和27年法律第229号)に基づく農地転用の許可もしくは届出が必要である
- □ 本件対象設備に係る事業は、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく林地開発の許可が必要である
- ※上記に該当しない場合はチェックを入れる必要はございません。なお該当する・しないに関わらずチェックの有無につい て経済産業省に情報提供いたします。

※太枠線内にご記入・押印ください。

上記の発電事業者(「以下、甲」)は、以下の申込要件を満たしておりますので、以下の同意事項に同意のうえ、沖 縄電力株式会社(「以下、乙」)に対し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号「以下、再エネ特措法」)第 9 条第 3 項の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備と一般送配電 事業者が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続するための工事の着工を申し込みます。

【申込要件】

- 1. 本申込時点において、再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の使用の権原を取得済みであること
- 2. 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更(農振除外)または農地法に基づく農地転用の許可もしくは届出が必要な場合 は、本申込時点において、必要な当該変更、当該許可の取得または当該届出の受理がいずれも不備なく済んでいること
- 3. 森林法に基づく林地開発の許可が必要な場合は、本申込時点において、当該許可を得ていること
- 4. 本申込時点において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)附則第 4条第2項の規定(準用される場合を含む)に基づき電気事業者による再生可能エネルギー電気の調査に関する特別措置法施行規則の一部を改正する 省令 (平成28年経済産業省令第84号) 附則第6条第2項に規定する事業計画書 (みなし認定の事業計画書) を経済産業大臣に提出済みであること
- 5. 本申込時点において、乙からの請求に応じた本工事に係る工事費負担金の支払いが済んでいること

【同意事項】

- a. 本申込を甲が提出した後に、上記【申込要件】および本申込への記載内容について、事実と異なる部分があることが判明した場合、判明した時点で、 失効となる可能性があること
- b. 系統連系が完了した日によって、受給開始日が再エネ特措法その他関係法令に定める運転開始期限日を超過する等、甲に損害が生じた場合に、乙に対し 補償を求めないこと
- c. 乙が経済産業省に対し本申込みに関する情報を提供することを承諾すること、および、当該提供に伴って甲に損害が生じた場合に、乙に対し補償を求め ないこと

※未稼働太陽光措置において、既に「系統連系工事着工申込書」を提出している方は、認定失効制度に係る「系統連 系工事着工申込書」を提出いただく必要はありません。

以上

【乙使用欄】 (扱い者)

受領日 : 年 月 \Box

※系統連系開始日は、連系される送配電設備の状況等により変わり得るため、当社として、「系統連系開始予定日」 欄にご記載いただいた予定日までの系統連系をお約束するものではないことにご留意ください。

- は、本申込時点において、必要な当該変更、当該許可の取得または当該届出の受理がいずれも不備なく済んでいること
- 3. 森林法に基づく林地開発の許可が必要な場合は、本申込時点において、当該許可を得ていること
- 4. 本申込時点において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)附則第 4条第2項の規定(準用される場合を含む)に基づき電気事業者による再生可能エネルギー電気の調査に関する特別措置法施行規則の一部を改正する 省会 (平成 28 年経済産業省会第 84 号) | 時間 第 6 条第 9 項に 押定する 事業計画事 (みた) | 製定の 事業計画事) を経済産業大臣に提出済みであること
- 5. 本申込時点において、乙からの請求に応じた本工事に係る工事費負担金の支払いが済んでいること

- a. 本申込を甲が提出した後に、上記【申込要件】および本申込への記載内容について、事実と異なる部分があることが判明した場合、判明した時点で、 失効となる可能性があること
- b. 系統連系が完了した日によって、受給開始日が再エネ特措法その他関係法令に定める運転開始期限日を超過する等、甲に損害が生じた場合に、乙に対し 補償を求めないこと
- c. 乙が経済産業省に対し本申込みに関する情報を提供するこ ないこと

※未稼働太陽光措置において、既に「系統連系 系工事着工申込書」を提出いただく必要は

当社が記入し、原則として写しをお渡しすることで連絡いたします。

受領日:本書の内容について、当社が不備がないことを確認した日(当該日が 認定失効期限の判定基準となります)

以上

【乙使用欄】	(扱い者)
【二】史州惻】	(松い台)

年 受領日 月 \exists

※系統連系開始日は、連系される送配電設備の状況等により変わり得るため、当社として、「系統連系開始予定日」 欄にご記載いただいた予定日までの系統連系をお約束するものではないことにご留意ください。